

(別表1)

令和6年度ノーマピック・スポーツ大会 競技・種目

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

▲男女別・年齢区分なし

			競走						跳躍			投てき								
			50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントック投				
区分番号	障がい区分																			
	肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎													
2				片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎					◎									
3				両前腕切断または、片前腕および 片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					◎	▲	◎	◎						
2		下肢	4	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎						
			5	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
			6	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
			7	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎			
			8	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎			
3		体幹	9	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎	◎			
			10	体幹	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
			11	車いす使用の競走競技の選手について	◎	◎					◎									◎
			12	第6頸髄まで残存			◎	◎			◎									◎
			13	第7頸髄まで残存			◎	◎			◎									◎
			14	第8頸髄まで残存			◎	◎			◎									◎
4		脳原性麻痺、 脳血管疾患、脳外傷等	15	下肢麻痺で座位バランスなし			◎	◎								◎	◎	◎		
			16	下肢麻痺で座位バランスあり			◎	◎								◎	◎	◎		
			17	その他の車いす												◎	◎	◎		
			18	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎									◎
			19	けって移動	◎						◎									◎
			20	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎	◎	
			21	上肢で車いす使用	◎	◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎		
22		その他走不能												◎	◎	◎				
視覚障がい		24	23	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎			
	25		その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎				
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく 機能障がい	26	24	電動車いす常用							◎								◎		
		25	視力0から0.01まで	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			
知的障がい	27	26	聴覚障がい	◎	◎	◎			◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎				
		27	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎		◎	◎				
内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎						◎			◎	◎		◎	◎				

※ 1 車いす使用の競走競技の選手について

- ・ 50m競走で使用する車椅子は、日常生活用とする。
- ・ 車いすの100m以上の競走競技の選手は、ヘルメットを着用すること。
- ・ 800m以上は、競技用車いす(レーサー)を使用すること。

2 体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい)が該当する。

3 スタートコールは「イングリッシュコール」とし、不正スタート(フライング)は1回目で失格とする。

4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

障がい区分24は、光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ				
			2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m			
障がい区分													
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
			11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	2	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
			用外脳 で車 いす 麻痺 常以	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
				14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
				15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		16		下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		3	脳原 血管 性麻 痺、 脳外 傷麻 痺、	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
				18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
				19	片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	20			その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	21			その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎				
視覚障がい ※1			23	視力0から0.01まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	24	その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく 機能障がい			25	聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
知的障がい			26	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※1 視力は、矯正後の良い方の視力で判定する。

障がい区分23は、光を通さないゴーグルを装着する。

3 卓球

◎男女別・年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障がい区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎	
			2	両上肢障がい	◎	
		下肢障がい	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
肢体不自由	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用・使用	7	第8頸髄まで残存※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管 疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障がい	◎	
視覚障がい ※2			15	アイマスクまたは、アイシェードあり※3		◎
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい			17	聴覚障がい	◎	
知的障がい			18	知的障がい	◎	
精神障がい			19	精神障がい	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたはアイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障がい区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

4 フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障がい				
聴覚障がい				
知的障がい				
内部障がい(ぼうこう又は直腸機能障がい)				

5 ボウリング

知的障がい者で男女別、年齢区分別に実施する。

6 ボッチャ

◆ 令和6年度障がい区分内容改正

◎男女区別・年齢区分なし

			区分 番号	障がい区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体 不自由	1	切断・機能障がい	1	多肢切断・両下肢完全・両上肢不完全および 両下肢不完全 【解説】上肢・下肢の四肢のうち三肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障がいがあり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 「不完全」とは、上肢または下肢の3大関節(肘・肩・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障がいがあるものをいう。	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		◎
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)		◎
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		◎
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の四肢のうち三肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用 ◆【解説】四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		◎
			7	けて移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障がい重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障がいで、動かすことができる側の upper limb と lower limb で車いすを操作する者		◎
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障がいで、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
	4		10	電動車いす常用 ◆【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手(区分2～8および10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※◆脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※◆区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

(別表2)

障がい区分の解説

■肢体不自由1

			障がい区分名	解 説	
切断または機能障がい	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち、一または二関節に機能障がいがある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
				両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち、一または二関節に機能障がいがある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
				両下腿	両側の下腿の切断者
				両大腿	両側の大腿の切断者
				片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
				片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち、一または二関節に機能障がいがある者
			機能障がい	片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち、一または二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
		上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
				多肢切断	三肢以上の切断者
			機能障がい	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
				片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がい該当する)【注1】			

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は、体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

脊髄損傷等	陸上競技・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力は、ほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
	水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により、対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合は、それぞれの該当区分の適用になる。)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は、「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず、切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

◆令和6年度障がい区分内容改正

脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技 ・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で、両上肢駆動による車いす使用者
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ボッチャ）	◆四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいがあるため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			片上下肢で車いす使用	片側の上肢と下肢で車いすを操作するもの
			上肢で車いす使用（陸上競技）	上肢による車いす使用者【注4】
	立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	
		上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、走ることが可能な者	
		その他走可能	【注5】	
	水泳	四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で、上肢駆動による車いす使用者	
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者	
		片側障がい片上肢機能全廃	片側障がい、患側上肢のストローク動作も走るとも両方が不可能な者	
		その他の片側障がい走不能	片側障がい、患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
		その他	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で、走ることが可能な者や、片側障がい走可能な者等、上記区分に該当しない者	
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいがない立位者
			片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に、肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない、走可能な者すべてがこの区分に該当する。

■肢体不自由4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	◆四肢体幹機能障がいにより、電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ボッチャ）	◆四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのあるもので、浮具を使用する者

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から0.01まで その他の視覚障がい	【注6】【注7】
-------	--------------------------	----------

【注6】視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する。

【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無にかかわらず、その他の視覚障がいに区分される。

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい

聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい	聴覚障がい	区分しない
---------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がい者は含まない
-------	---------------	-------------------------------

■精神障がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------